

大通達甲（情管）第16号
大通達甲（会計）第13号
大通達甲（警務）第15号
令和7年4月28日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

情報システムの整備及び管理に関する基本方針の策定について（通達）

県警察においては、「警察業務の合理化及び高度化に向けた情報システムの整備方針について」（令和5年10月2日付け大通達甲（情管）第26号、（会計）第14号、（警務）第25号）に基づき、情報システムの活用により警察活動の更なる合理化・高度化等を推進するとともに、データや機能を部門間・都道府県警察間で連携・共有するシステムである警察共通基盤の整備に合わせ、大分県警察が個別に整備してきた情報システムを集約する取組を進め、国民の利便性向上や警察業務の効率化を推進してきたところである。

しかしながら、社会全体が少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等への対応を迫られるなか、社会のデジタル化も加速度を増して進展しており、公共の安全と秩序の維持を担う警察においても、情報システムの活用拡大等による警察活動の合理化・高度化についてこれまで以上に戦略的な取組が求められている。

かかる観点から、今後の県警察における情報システムの整備及び管理について下記のとおり基本的な方針を策定したので、各位にあっては、本方針に基づき実効ある諸施策を推進されたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 最適な情報システムの整備と業務改革の徹底

情報システムの整備に当たっては、安易な前例踏襲を排しつつ、社会情勢の変化と組織の現状を踏まえた抜本的な業務改革を徹底し、新規・既存を問わず情報システムやその機能の必要十分性の検討を行うとともに、組織全体の業務の合理化・高度化を推進すること。

なお、情報システムの整備に当たって経費が発生する場合、業務主管所属は、技術政策関係所属（警務部警務課及び警務部情報管理課をいう。以下同じ。）のみならず警務部会計課とも連携し、作業の範囲や仕様の見直し等の方法により競争性及び費用対効果を十分に確保した調達を実施すること。

2 情報システムに係る新技術等の活用の推進

情報システムに係る技術は日々進歩していることから、技術政策関係所属が中心となって、警察における情報システムに有用な新技術等に関する情報を継続的かつ幅広く収集し、導入による効果やその活用の在り方について積極的に検討すること。

また、警察が取り扱う捜査情報等の機微な情報が外部に流出した場合は、警察組織への

影響のみならず、国民にも多大な影響を及ぼし得ることから、新技術等の導入に当たっては、個人情報保護等の観点からも組織横断的に十分に検討すること。

3 警察庁システムへの共通化及び集約化の推進

地方公共団体の情報システムの統一・標準化を国が主導していく昨今の政府動向も踏まえ、県警察が個別に整備するシステム（以下「県個別システム」という。）については、警察組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進に十分に配慮するとともに、警察庁が整備する情報システム（以下「警察庁システム」という。）への集約を推進すること。

また、警察庁システムの新規開発・更新等の時機を捉え、警察活動の水準を維持又は向上させつつ県個別システムの警察庁システムへの集約が促進されるよう、業務の見直し等を主体的かつ積極的に検討すること。

（情報管理課企画・ICT推進係）

（会計課予算係）

（警務課デジタル化推進係）